

### 三、戦後農政と村落

君塚 正義

(一)

戦後農政の検討はまず「農林水産省百年史」(昭五六)を手がかりにするが、その内容は省略し、同史付録「回顧座談会」のなかで、印象的な箇所を若干とりあげてみたい。

この座談会は、主に農地改革と農業基本法を中心にすめられているが、ここでは司会の大内力教授の示した時期区分に合わせて筆者の判断で整理したものである。

#### 第一期(敗戦より昭和二五年頃まで)

この時期については、農地改革の経過を中心に、占領軍と国会の間にたつて農林当局の苦心談が語られている。なお農協法案に生産協同組合的な条項を加え、小農による農業展開の途を考えていたが、占領軍によって否決された経緯も述べられている。

#### 第二期(昭和二六〜三〇年)

朝鮮戦争を契機に特需による工業復興と、食糧危機緩和のため開拓、増産政策が強化される。しかし食糧不足はなお深刻で、MSA小麦に代ってアメリカの余剰農産物処理法(PL四八〇号)に切替え、農産物輸入が急増する画期的な時期だが、当事者の東畑四郎氏から交渉経過が述べられている程度である。

### 第三期（昭和三一～四〇年）

まさに高度成長期で、国民所得倍増計画（昭三五）と工業中心の貿易立国が掲げられるなかで農業基本法（昭三六）が制定され、兼業化と米麦斜陽化・選択的拡大がすすむ。

座談会もまた基本法をめぐって多くのスペースをさいているが、東畑精一教授から「高度成長に乗じて『産業としての農業』の形成をねらったが、逆にやられてしまった。それは大事な地価問題をつめなかつたために恥ずかしい失敗だ」と。また東畑（四）氏は「基本法にもとづいて毎年国会に農政報告をするが、それは農業保護のうしろだてを期待するねらいがあつた。しかし政府の報告書に真実をかくほど知恵が働かなかつたのが残念だ」。さらに大内教授から「パイアブル ユニットとして精々二・二・五ヘクタールで自立経営ができるとは甚だ呑気なことを考えていた」などが印象的である。

### 第四期（昭和四一～四八年）

この時期は列島改造ブームが吹き荒れるなかで米の過剰が顕在化し、生産調整が本格化し、一方農産物輸入も一層増大する。

ここで小倉武一氏は米の過剰問題について「すでに基本法制定以前から検討していたが、問題は水田の転換であり、米に代るべきものがなく、ずるずると推移してしまつた。それと、こと志と違つたのは自由化問題であり、当時からその対応は重要テーマであつたが、本気で考えず先おくりしてきた」。「一方自民党農林部会も、所得倍増計画ができ、一〇年で所得が倍だから米価も年々一割上げなきやいかんという主張だつたし、また野党も農協も構造政策については小農切捨てになるといふことで反対ないし消極的であつた」と述べらる。

さらに東畑（四）氏は「高地価を抑えようとすれば農民を敵にまわすことになるという矛盾があり、結局農地法一部改正（昭四五）などで流動化対策をやることになつたが、どこまで進むか、どうも構造政策として土地問題はうまくいっていない」と述懐している。

### 第五期（昭和四九年以降）

石油危機以降経済は低成長に移行するが、農産物自由化の圧力は一層激化し、農政は益々混迷するなかで、地域農政へと移行する。

この時期については積極的な発言はなく、「従来は小農を土台にして農業発展を考えればよかつたが、これからはどういうイメージをえがか大変むづかしい」という発言があり、最後に東畑教授から「口の多い老人は引退だ。農水省は先入観念なしに今後の方向をしっかりと見定めるように研究して欲しい」ということで終っている。

以上の発言でも明らかかなように、戦後の農政は経済発展のすさまじいうねりと、貿易自由化にほころうされ、明確な展望を見出しえないままに推移してきたように思われる。しかも先の日米農産物交渉でひとまず政治的決着はみえたものの、日米関係を最優先し、工業重視、輸出主導の基本方針は一層明らかであり、農政の対応はますます困難が予想される。

(11)

農産物の過剰問題は主として対米貿易関係によつてもたらされたものである。現在小麦の消費量は米の四割近くをしめ、しかもその小麦の六割はアメリカ産である。そしてわれわれ日本人はわずかに三〇年ほどの間に世界史でも例をみないほどのいわゆる食生活革命を体験した。

この大改革を推進させたのは、アメリカの官民一体の壮大な構想と、日本の政財官界の共同戦略によるものであるという。その経過を克明に追跡した著書として、以下NHK高嶋光雪著「日本侵攻—アメリカ小麦戦略」家の光協会（昭五四）を手がかりのべてみたい。

ここで著者は戦後、米と小麦をめぐって二つの重要な画期があったと指摘する。その第一は昭和二九—三〇年に余剰農産物処理法（PL四八〇）によって、大量の小麦と財政投融資をもち込む道を選じた。しかもそれが高度経済成長の下支えとなったのである。第二は昭和三五・六年の安保改定による日米軍事協定の強化と所得倍增計画で、工業、貿易立国を宣言し、安価な国民食糧をかかげて内麦の安楽死と、割安な外麦依存を国策としたことである。

そして最後に「食糧の解体が、小麦のたどったように、米の安楽死につながらないという保障はない。ここで再び道を間違えれば日本最後の自給食糧さえ二度と戻ってこないことになる」と結んでいる。しかも日本で大成功をおさめた米食民族の食習慣変革のノウハウはすでに中国を始めアジア諸国に向けられている。

### (三)

このような農産物依存の構造は、当然わが国全体の仕組み自体の解明を必要とするが、その中で昨年の大会で磯辺氏も指摘されたように「零細な分散制の農業を自ら克服してゆく日本型の農場制農業を創出する」方途を検討することが重要と考える。

近年の農政の潮流もいわゆる地域農政の推進におかれ、総合的な食糧自給力の維持強化のため、土地利用型農業の確立をめざして新

農構、地域農政特対事業さらに地域農業集団育成事業をすすめている。

これらの施策はいずれも村落（むら）をよりどころにし、むら人の合意形成や資源保全機能を活用して土地の流動化をはかり、より効率的な農業の形成を企図している。またそのために集落環境など生活面の整備改善にも力を入れようというものである。しかもその推進に当っては、従来の上からの画一主義を排して「むら」の自主性を尊重した市町村誘導型に転換する。また補助金も統合し、メニュー化する方向を指向している。

そこで高橋（正）、嘉田両会員の指摘されるように、農政と村落の關係の論理と実証的な説明が重要であり、また島崎会員の主張される「官僚機構と村落共同体との組成二重構造」と、この両者を結びつける「物質的基礎としての国の補助金と零細地片の私的所有」についてのほり下げた検討が必要であろう。

なお村落（むら）についての理解であるが、高度成長以降生産・生活の全面にわたって管理社会に深く包摂されている。また「むら」を構成する「いえ」もその内実や意識は大きく変化している。しかし土地をよりどころとした永続的土着性の原理は厳然と生きつづけている。

しかもその村落は以前のいわゆる「無自覚的な統一」ではなく、多くの知識・技術をもつ住民集団に成長している。この多様な住民の意志の結集が自主的にすすめられるならば「自覚的な村落」としての展開が期待しうるのではないか。

従来の農政は、神谷慶治教授の指摘されるように「手段としての農政」であった。これを果して「目的としての農政」に転換し得る

であろうか。(一)(二)(三)については紙数の都合で問題点の指摘のみにと  
どめた)